

令和3年度 事業計画

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって県民の健康の増進を図るため、指定検査機関として次の事業を推進する。

1 食鳥検査事業

香川県知事及び高松市長の委任を受けて、安全で衛生的な食鳥肉を確保するため、2ヶ所の食鳥処理施設に検査員を派遣して食鳥検査を実施する。

2 食鳥処理場に対する衛生指導

食中毒原因菌であるカンピロバクター属菌等の拭き取り検査を実施し、食鳥処理場の衛生管理を推進するとともに問題点を点検し改善する。

食鳥処理場における微生物汚染防止を目的として、定時的に冷却水等の残留塩素濃度の測定を行い衛生水準の向上を図るよう助言指導を行う。

3 感染症対策

鳥インフルエンザ等の感染症が処理場へ侵入しないよう、食鳥処理場、家畜保健衛生所、生産農家及び生鳥運送業者と連携を図ると共に常に最新情報を収集する。

また、鳥インフルエンザ迅速診断キットを常備し、緊急の場合に備えて検査員の訓練を実施するとともに多くの死鳥を確認した場合は、鳥インフルエンザ迅速診断キットで確認検査を行う。

4 ブロイラー生産農家に対するデータのフィードバック

検査成績は、処理場を通じて生産農家へフィードバックし、疾病予防対策に協力する。

5 広報啓発に関する事業

消費者に対して食鳥に関する情報として、食鳥検査制度のあらましや方法、検査羽数や疾病等についてホームページを更新し、情報公開及び食鳥検査の普及啓発に努める。

6 検査員の研修

全国食鳥指定検査機関関係連絡協議会の研修会、厚生労働省が開催する食鳥肉衛生技術研修会に参加し、食鳥処理場の衛生管理及び鳥の疾病に関する知識の研鑽を図る。

また、定期的に研修会を開催し、知識の研鑽、情報の共有化を図る。